

賃貸借契約約款 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第1条～第21条 （略）</p> <p>（物件の譲渡等の禁止） 第22条 受注者は、物件を他に譲渡し、若しくは第三者に使用させ、又はその他受注者の所有権を侵害するような行為をしてはならない。ただし、受注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第23条～第43条 （略）</p>	<p>第1条～第21条 （略）</p> <p>（物件の譲渡等の禁止） 第22条 発注者は、物件を他に譲渡し、若しくは第三者に使用させ、又はその他受注者の所有権を侵害するような行為をしてはならない。ただし、受注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>第23条～第43条 （略）</p>